



福祉

福祉医療費給付金について

問▶福祉部福祉課 ☎71-2000(代)

福祉政策担当 福祉医療費給付金

※お手続きは、福祉部福祉課又は各支所地域づくり課で受け付けております。

福祉医療費給付金

下表の対象者に該当する方の医療費負担を軽減するために「福祉医療費給付事業」を実施しています。対象者には、医療機関（医科・歯科・調剤）で支払った額（保険診療分）から自己負担分（1レセプト※あたり500円）、高額療養費等を差し引いた額を、後日、福祉医療費給付金として給付します。0歳から18歳までの児童の福祉医療については、病院等の窓口で健康保険証とともに福祉医療費受給者証を提示することで、1レセプト当たり最大500円の自己負担を支払うことで医療を受けることができます。給付を受けるには、受給資格認定を申請して受給者証の交付を受ける必要があります。

※医療機関が健康保険組合に提出する月ごとの診療報酬明細

福祉医療費給付金対象者（令和6年4月1日現在）

区分	対象者
児童	満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童
障がい者	身体障害者手帳1級から3級の方
	療育手帳A1、A2、B1、B2の方
	精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方（通院のみ）
	65歳以上で一定以上の障がいがある方（注1）（国民年金法施行令別表該当1・2級の方）
母子家庭等	母子家庭の母（注2）
	母子家庭の子（注3）
	父母のいない児童（注3）
父子家庭	父子家庭の父（注2）
	父子家庭の子（注3）

（注1）障害年金1～2級の方、身体障害者手帳4級で音声・言語機能障がいの方、4級で両下肢のすべての指を欠く方、4級で1下肢の下腿2分の1以上を欠く方、4級で1下肢の著しい機能障がいの方、精神障害者保健福祉手帳1～2級の方、労災保険1～4級の方、等

（注2）18歳未満の子、又は18歳以上20歳未満で高校などに在学、在校中の子を扶養している方

（注3）18歳未満の子、又は18歳以上20歳未満で高校などに在学、在校中の子

※詳しくは、上記の各連絡先にお問い合わせ、もしくは安曇野市ホームページ「トップページ健康・福祉・医療→医療・保健・衛生→福祉医療」をご覧ください。

広告

福祉、介護 P127 D-1
みなさまに思いやりのある、介護を提供します。
住宅型有料老人ホーム アルメリア
住宅型有料老人ホームアルメリア
ヘルパーステーションアルメリア
■安曇野市穂高有明5718-202
■TEL:0263-55-5167 ■FAX:0263-55-0763

Pあり

福祉事業 P111 C-4
心地よい時間、心地よい空間を創造するNPO法人
特定非営利活動法人
ユニバーサルツーリズムながの
「行けるところへ行く旅行」から、「行きたいところへ行く旅行」へ。私たちは、入院中・療養中の状態であっても、外出・旅行を可能にする、医療・介護の専門家集団です。
■安曇野市穂高5972-1 白い館ビル101
■TEL:0263-50-6049
■URL:<https://www.facebook.com/U.T.NAGANO/> ■E-mail:support@ut-nagano.com
■【運営事業】民間救急・介護タクシー事業、訪問介護事業（介護保険・障害福祉）
■【運営事業】民間救急・介護タクシー事業、訪問介護事業（介護保険・障害福祉）
QRコード: ut-nagano.com
Pあり

障がい福祉サービス・高齢者福祉サービスについて

問▶☎71-2000(代)

福祉部障がい者支援課障がい福祉担当・支援給付担当 障がい福祉サービス

福祉部高齢者介護課長寿福祉係・介護保険担当・介護予防担当 高齢者福祉サービス

障がい者福祉サービス

■障がい福祉サービスの内容

下記は基本的な内容になります。一部サービスには制限がありますので、詳しくは障がい福祉担当にお問い合わせください。

項目	内容
身体障害者手帳の申請及び交付	視覚、聴覚、肢体、内臓などに障がいがある人に1級～6級までの手帳を交付します。
療育手帳の申請及び交付	心身の発達期から知的障がいがある人にA1～B2の手帳を交付します。
精神障害者保健福祉手帳の申請及び交付	精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり、日常生活又は社会生活に制限のある人に1級～3級までの手帳を交付します。
障害者自立支援事業 (介護給付、訓練等給付)	施設入所、居宅介護、生活介護、短期入所（ショートステイ）、グループホームの利用、自立訓練・就労移行支援事業を行う事業所への通所などのサービスの利用を決定します。
障害児通所支援事業	18歳までの障がい児に対して支援を行います。児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスの利用を決定します。
障害者自立支援医療 (精神通院医療)	精神医療を継続的に要する病状にある人の、通院治療の費用の一部負担をします。
障害者自立支援医療 (更生・育成医療)	身体障がい者に対して必要な医療を行うことにより、その障がいを除去又は軽減し、日常生活能力を回復し獲得させる目的として行われる医療で、知事の定める指定医療機関において実施されます。
地域活動支援センター	障がい者等が通所により創作的活動や生産活動、地域との交流を行いながら、社会参加を図ります。
補装具給付	身体障がい者の身体機能を補完、代替する補装具を購入（修理）にかかる額の一部を補助します（義肢、装具、車いす等）。
相談支援事業	障がいがある人の生活、就労、サービスなどについて、相談・支援を行います。
成年後見制度利用支援	判断能力が不十分な要支援者で、所定の条件に該当する場合、成年後見の申し立てを行います。また、必要に応じ後見人や保佐人等への報酬の一部を負担します。
手話通訳者・要約筆記者派遣	聴覚及び音声・言語障がい者に対し、意思疎通を図るために手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
日常生活用具給付	障がい者の日常生活上の便宜を図るために用具を給付します（ストマ用装具、盲人用時計等）。
移動支援事業	屋外での移動に支援が必要な人の外出を、ヘルパー等が支援します。個別支援やグループへの支援があります。
訪問入浴サービス	身体機能の低下や障がいのために自力又は家族の力のみで入浴することができない人に対して、家庭に訪問し入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	障がい福祉サービス事業所や障がい者支援施設等において、日中の活動の場を提供するとともに、家族の負担軽減を図ります。
タイムケア事業	心身障がい者（児）が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護が必要な場合に支援を行います。
身体障害者自動車運転免許取得助成	身体障がい者が、自動車免許を取得するのに要した経費の一部を助成します。 ◆助成額 費用の2／3以内で上限100,000円
身体障害者用自動車改造補助	身体障がい者が運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。 ◆助成額 上限100,000円
障害者介護用品購入助成	重度の障がい者が使用する介護用品（紙おむつ等）の費用の一部を助成します。 ◆助成額 月数×1,000円

広告

障がい福祉サービス P131 C-2

県内6ヶ所ある障がい者支援施設
社会福祉法人りんどう信濃会
障がい者支援施設 穂高悠生寮

通所や短期入所のご相談、承ります。

■安曇野市穂高牧1840-2 ■TEL:0263-83-4728 ■FAX:0263-83-4727
■事業内容／施設入所支援、生活介護、短期入所、共同生活援助、相談支援

■法人本部事務所／駒ヶ根市赤穂16398-152 ■TEL:0265-82-4435
■法人施設／駒ヶ根悠生寮・上田悠生寮・喬木悠生寮・はらむら悠生寮・須坂悠生寮

介護タクシー P113 E-1

高い安全性、確かな乗り心地

介護タクシー 薫風

暮たままで乗りたい方、簡易ストレッチャーでベッドまでお迎えに伺います。
車椅子のまま乗りたい方、ご利用者様の車椅子でも、弊社の車椅子でも結構です。

■安曇野市豊科5687-25
■TEL:090-8117-5052

項目	内容
身体障害者住宅整備補助	身体障がい者の生活環境改善のための住宅整備の一部を助成します。 ◆助成額 上限630,000円
特別障害者手当・障害児福祉手当	在宅の重度障がい者（児）に障がいによって生ずる特別な負担を軽減するため手当を支給し、福祉の増進を図ります。
特別児童扶養手当	身体又は精神に中度・重度の障がいがある、20歳未満の児童を養育している人に支給されます。
重度心身障害者福祉金	20歳以上の精神障がい者及び20歳未満の障がい児を対象に福祉金を給付し福祉増進を図ります。 ◆支給額 年額24,000円（1カ月あたり2,000円）
特定疾患患者等見舞金	特定疾患、ウィルス肝炎、小児慢性特定疾患に罹り患している人を対象に見舞金を支給します。 ◆支給額 年額12,000円
重度心身障害者介護慰労金	市内に在住し、重度心身障がい者の介護をしている人に対して慰労金を給付します。 ◆支給額 年額50,000円
障害者外出支援（タクシー券交付）	障がい者（児）の人に、タクシー券を交付します。 ◆助成額 500円のタクシー券を年間最大30枚交付します。
腎臓透析治療通院交通費助成（ガソリン代助成）	腎臓透析で通院している人に、ガソリン代を助成します（市民税所得割非課税の人のみ）。 ◆助成額 県燃料単価×通院距離の10%×通院回数の2分の1 ◆上限額 1ヶ月5,000円
腎臓透析利用者通院支援（タクシー券交付）	腎臓透析で通院している人に、タクシー券を交付します。 ◆助成額 500円のタクシー券を1ヶ月あたり10枚交付します。
通所・通園等交通費補助	児童発達支援等施設への通園等に要した燃料代の一部、または入所している障がい者、児童の帰省及び面会のために介護者が有料道路を利用した場合の通行料金の一部を補助します。
入浴料金割引券の交付	69歳以下で手帳を持っている人に入浴割引券を交付します。
暖らんの湯入浴料金割引券の交付	入浴時に介助者が必要な障がいがある人を対象に暖らんの湯入浴料金割引券を交付します。
軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童が、指定医から補聴器の装用が必要であると診断された場合に、補聴器を購入する額の一部を補助します。

高齢者福祉サービス

高齢者福祉サービスの内容

※高齢者福祉サービスを利用する際には、あらかじめ市役所に利用申請していただく必要がありますのでご注意ください。

項目	内容
緊急通報サービス	◆対象者 65歳以上の人、身体障害者手帳1・2級、療育手帳又は精神保健福祉手帳をお持ちの人のみで構成する世帯 ◆利用料金 安否確認センサー機能付き：月額500円
高齢者通院等支援サービス	◆対象者 通院等にタクシーを利用する満65歳以上で要介護3～5の認定を受けている在宅の人 ◆交付内容 500円券を年間最大30枚交付します。
寝たきり高齢者通院等支援サービス	◆対象者 車いすやストレッチャーにより福祉タクシーで通院等をしている満65歳以上の高齢者又は身体障害者手帳1・2級をお持ちの在宅の人 ◆補助内容 福祉タクシー利用料金の半額を補助します（補助限度額は月額5,000円です）。
軽度生活援助サービス	◆対象者 65歳以上の人のみの世帯で、日常生活の援助が必要な人 ◆援助内容 家周りの手入れ、家屋の軽易な修繕、ごみ出し、暖房機器への給油、除雪 ◆利用料金 家周りの手入れ・軽易な修繕は1時間あたり200円、ごみ出し・暖房機器への給油は1回100円（30分まで）、除雪は1回500円（1時間まで）になります。
訪問理美容サービス	◆対象者 理容店・美容店に行くことが困難な、要介護3～5の65歳以上の人、身体障害者手帳1・2級の人、療養手帳A1・A2の人 ◆補助金額 1回あたり2,000円を補助します。

広告

福祉・介護事業 P127 F-3

ひまわりの花ことは：光輝・愛慕

福ステーション ひまわり

年齢を重ね障害をもつようになっても
住み慣れた地域で、住み慣れた家で、人として安心した暮らしを続けていただけるように支援いたします。

■安曇野市穂高北穂高1716-1
■TEL:0263-81-0611
■FAX:0263-81-0550
■生活介護ママりお ひまわり 安曇野市穂高北穂高3000-1 TEL:0263-88-3351
■URL:<http://hima-sun.com/>

Pあり

介護事業所 P114 A-2

安心できる なじみの 笑顔

株式会社 企画 小規模多機能型居宅介護 ななきの家

高齢者向け賃貸住宅「プライムタイムおしの」を隣に持ち、24時間365日安心・安全・快適な生活を支援します。要支援1から要介護5の方までご利用できます。

○明科地区の方 在宅からのご利用もできます。
 ■安曇野市明科七貴4588
 ■TEL:0263-62-6212
 ■FAX:0263-62-6213

Pあり

項目	内容	
生活管理指導短期宿泊サービス	◆対象者 おおむね65歳以上であって、社会適応が困難な高齢者（「要介護」又は「要支援」の認定者は除く） ◆内容 養護老人ホームに宿泊し、生活管理に必要な支援や指導を一時的（7日以内）行います。 ◆利用料金 1日あたり1,380円	
緊急宿泊支援サービス	◆対象者 一時的に自宅で介護を受けることが困難な高齢者等 ※事前の申請が必要です。 ◆内容 葬祭や急病など緊急の理由により、自宅で介護ができなくなった場合に、一時的（3泊以内）に市が指定した宅幼老所等に宿泊したときに、料金の一部を助成します。 ◆助成金額 利用料金の8割（1泊あたり4,000円を上限とします） ※食費・送迎費は含みません。	
高齢者のための住宅改良に対する補助	◆対象者 65歳以上の「要介護」又は「要支援」の認定を受けている人で、生計同一の方を含め、前年度住民税所得割非課税で過去にこの補助を受けたことがない人 ◆補助金額 対象工事の9割（上限63万円）	
市朗人大学	◆対象者 60歳以上の受講意欲のある人 ◆定員 80人 ※通年2月下旬に募集する予定です。 ◆講座内容 教養講座、技能講座など ◆受講料金 資料代金として年間5,000円が必要です。また、別途教材費が必要になる講座があります。	
成年後見制度利用支援	判断能力が不十分な要支援者で、所定の条件に該当する場合、成年後見の申し立てを行います。また、必要に応じ後見人や保佐人等への報酬の一部を負担します。	
高齢者虐待防止	◆支援内容 身体的虐待、介護や世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待及び経済的虐待などの高齢者虐待に気づいた人は、下記まで通報してください。通報を受けた場合、必要に応じて高齢者の保護にあたります。 ◆通報先 中央地域包括支援センター（豊科・明科地域） ☎72-9986 北部地域包括支援センター（穂高地域） ☎81-0760 南部地域包括支援センター（三郷・堀金地域） ☎77-4007 高齢者介護課長寿福祉係 ☎71-2254 夜間・土日曜日・休日は市役所代表番号へ通報してください。	
重度要介護者家庭介護者慰労金の支給	◆対象者 ①次の条件全てにあてはまる人を、基準日前の1年間、180日以上在宅で介護した人 ・基準日現在に、市内に住所のある65歳以上の人 ・基準日前の1年間、継続して要介護3以上の人 ②次の条件全てにあてはまる人を、基準日前の1年間、介護保険のサービス等の利用をせず 在宅で介護した人 ・基準日現在に、市内に住所のある65歳以上の人 ・基準日前の1年間、継続して要介護4以上の人 ・市民税非課税世帯に属する人 ◆支給額 上記①の人：年額50,000円、上記②の人：年額100,000円 ※基準日：年度の9月1日	
福祉センターの利用	豊科老人福祉センター 穂高地域福祉センター 三郷福祉センター 堀金老人福祉センター	◆対象者 市内に住所を有する人で60歳以上の人ならびに障がい者及び介助する人 ◆入浴料 無料
	明科総合福祉センター (福祉センター・陶芸作業所)	◆対象者 市内に住所を有する人、ただし、入浴については60歳以上の人ならびに障がい者及び介助する人 ◆入浴料 無料 ※会議室等の貸館
三郷屋内ゲートボール場の利用	◆対象者 どなたでもご利用できます。 ◆利用料金 市民の場合1時間あたり220円（夜間照明は110円加算）	
入浴料金割引券の交付	◆内容 各年度4月1日時点で70歳以上の人に入浴割引券を交付します。	
家族介護用品購入助成券の交付	◆対象者 ①介護保険料段階区分1～3で要介護4～5の人を在宅介護している人 ②要介護3～5の人を在宅介護している人 ◆交付内容 紙おむつ等の介護用品購入に係る費用の一部を助成します。 上記①の人：1ヶ月あたり5,000円分 上記②の人：1ヶ月あたり1,000円分	

広告

福祉用具、介護、健康 P113 E-2

地域に根ざした介護ショップです

マルヤ介護ショップ ほほえみ安曇野店

福祉用具（ベッド・車いす・歩行器・手すり・杖など）のレンタル、販売、住宅改修。介護などのご相談、腰痛やケガでお困りの方お気軽にお声掛けください。

■安曇野市豊科5703-15（赤十字病院 南側）
■TEL:0263-50-6701
■FAX:0263-50-6702
■営業時間／9:00～18:00
■定休日／土曜、日曜、祝日

P136 B-2

デイサービス 開設17年を迎えた地域密着型のデイサービスです

(株) デイサービス きらく

小さなデイサービスですが、地域の方々に支えて頂きましたが17年目を迎えました。ご利用者様とのご縁を大切にしながら一日を楽しく過ごして頂く事を一番と考えております。

■安曇野市豊科457-9
■TEL:0263-72-3213 ■FAX:0263-72-3258
■営業時間／9:00～16:30 ■定休日／日曜、お盆、年末年始
地域密着型通所介護施設 介護保険事業所番号2074000338

Pあり(8~9台)